

第 55 号議案

豊後大野市水道事業の設置等に関する条例及び豊後大野市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊後大野市水道事業の設置等に関する条例及び豊後大野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市水道事業の設置等に関する条例及び豊後大野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(豊後大野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 豊後大野市水道事業の設置等に関する条例（平成17年豊後大野市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(豊後大野市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 豊後大野市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年豊後大野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。